

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號三第

卷六十三第

行發日一月三年八和昭

## 論叢

法人所得の累進課税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
 純生産力について . . . . . 文學博士 高田 保馬  
 ケトレー直後の英佛統計學 . . . . . 法學博士 財部 靜治

## 時論

地方財政調整交付金を批判す . . . . . 經濟學博士 汐見 三郎

## 研究

農民離村ミゴルツ法則 . . . . . 經濟學士 八木芳之助  
 均一値段營業に就て . . . . . 經濟學士 大塚 一朗  
 中央銀行協力の發展に就いて . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

## 說苑

福岡藩育子策再論 . . . . . 經濟學博士 本庄榮治郎  
 漁業組合の經營 . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三  
 獨逸及佛蘭西の所得税 . . . . . 經濟學士 柏井 象雄

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 中央銀行協力の發展に就いて

松岡孝兒

### 一、序 言

私はさきに中央銀行役割に於けるその發展を論じ、それに於いて中央銀行の役割は次第に複雑なる組織化への發展過程を辿りつつあることを述べた<sup>1)</sup>。今更に進んでこの問題を吟味するに、それに於いて最近特に注目すべき點の一つは其の對外的役割發展の問題である。勿論この對外的役割なるものは元來單にそれ自體に於いて存在するものではなく、深く對內的役割との結合に於いて其の全一的なる組織的役割として存在するものである。そしてかくの如き在り方に於いて其の對外的役割の作用態は謂はゆる金の移動、金爲替本位的作用、物價水準の變動、各國中央銀行政策、資本の國際的移動等々の問題と密接なる關係にたつものであるが、其等の事情こそはまた必然的にそこに各國中央銀行間の協力なるものの存在、更には其の協力の發展への認識をば深からしめるものである。

が、だからと云つて私は此の中央銀行間の協力なるものが必ずしも世界大戰後に於ける新現象

1) 拙稿：中央銀行役割の發展に就いて(經濟論叢第36卷第1號)参照

だといふのではない。<sup>2)</sup>そは寧ろ謂はゆる世界貨幣乃至國際貨幣の問題の發生と共に、少くも遠く第十八世紀の昔にまでその源を遡ることのできる古き存在である。唯ここではこの世界貨幣乃至國際貨幣の問題に立入る餘裕はない。私は之を別稿に割愛する。従つて問題は自ら一方的に専ら中央銀行間の協力に限られるが、それに於いて私は世界大戰を界として其の間に著しき特性を認める。協力の組織化即ちこれである。かの一九二二年四月二十日のジエノア會議財政委員會報告第三條は此の點について次の如くいふ。「貨幣廓清に關する諸方法は、各國中央發券銀行間、又は各國に於ける信用政策統制の任務を有する諸銀行間に永續的協力の實踐が發展するに於いて容易となる。かくの如き中央銀行間の協力は必ずしもヨオロッパに限るべきものではなく、如何なる銀行の自由をも阻害することなくして信用政策に協力せしめ得べきものである。中央銀行代表者間の會合は最近此の要求に結果づけるため最も適當な手段を吟味する目的を以て開催さるべきことが考へられる」<sup>3)</sup>と。

かくの如き主張にも拘はらず、不幸にして今日まで此の意味に於ける中央銀行會議は招集されない。併し之とは異り、特定の事情、特定の目的に於いては、此の種協力は屢次行はれたところである。例へば歐米主要中央銀行總裁の會見、貨幣價值安定上に於ける各國中央銀行の信用設定特に爲替安定の目的を以て行はれたる諸會合の如きこれである。更に此等實踐的協力を對し、理想的なる中央銀行協力案の主張はまた頗る盛んである。そして其の一の相に於いて謂はゆるヨオ

2) Mendès-France, P.: La Banque Internationale. p. 23.

3) Woerden, F. A. van: La Société des Nations et le rapprochement économique internationale, p. 289.

ロツパ金準備銀行案なるものが存在するが、按ずるに此等の考方こそはまた正に今日に於ける國際決濟銀行の存在そのものへの發展を語る萌芽形態である。かくて國際決濟銀行が考へてゐる第一目的はドイツ戰債の流動化ではあるが、併しそこにはより、根本的に關係各國中央銀行間の協力の成立そのものが前提として要請されてゐる。殊に最近に於けるロオザンヌ會議は戰債問題の解消を告げんとしつつあるに於いて、今後世界經濟の安定特に其の貨幣價値の安定上<sup>5)</sup>、各國中央銀行間の協力の組織化、就中國國際決濟銀行の存在は最も鮮かなる相に於いて前景に押出され、それに於いて中央銀行間の協力は如何なるものであり、また如何なるものであらねばならぬかを語らねばならない状態に置かれてゐる。

寔に中央銀行の協力こそは資本主義組織の限り一の必然的傾向である。或はこのこと自體が更に詳説さるべきであるかもしれないがこれ亦割愛のやむを得ない事情にある。私は以下中央銀行協力の問題に關し、先づ世界大戰前に於ける中央銀行間の協力、次いで世界大戰後に於ける中央銀行間の協力を論じ、更に其の最近に於ける協力の型としての國際決濟銀行を述べ、最後に此等の點に對して若干の批判を行はんとするものである。

## 二、世界大戰前に於ける中央銀行間の協力

世界大戰前に於ける中央銀行間の協力はこれを分つて實踐的協力と、理想的協力案との二つと

4) Otlet, P.: La Banque Internationale, p. 16; Mendès-France, P.: op. cit. p.

43.  
5) Otlet, P.: op. cit. pp. 16-17.

することができる。此等兩者は世界大戰前に於いて已に中央銀行の協力に關して相互作用する二つの要素としてその存在を高め、遂に世界大戰間を通じてこれを高度に實踐に現はし、かくてその在り方をば大戰後にまで發展せしめたものである。此の意味に於いて此等兩者は中央銀行協力の發展を見る上に於いて不可分の存在であると謂へる。以下私は先づ第一にその實踐的協力に就いて述べ、更に理想的協力案の説明に移らう。

(A) 世界大戰前に於ける實踐的協力——中央銀行間の協力に於ける實踐は或は一般的、或は部分的に已に第十九世紀の後半以來屢々繰返された。併し此等の實踐を通じその特色とするところは其の間各國中央銀行間の協力が必ずしも原則的に行はれたものでなく、單に其の利害關係が並行線上にある場合にのみ行はれたにすぎないといふことである。

かくの如き視角に於いて先づ第一にあぐべき實踐は、一八八五年スカンジナヴィヤに於ける三中央銀行、即ちスウェーデン王立銀行、ノルウェー、及びデンマアク兩國立銀行の間に於いて成立せる協力である。此等三銀行の定款によれば、各銀行は一定金額まで他の二國の中央銀行に當座勘定をなすことを得、且つ此の當座勘定に於ける預金額は金準備の一部と見做され、之を以て銀行券發行の準備とすることができる。三銀行はこの見地に立ちその相互的協力を規定してゐる。

このスカンジナヴィヤ協定による三中央銀行は、互に無利子勘定を認め、各銀行は相互に小切

6) 或は1857年の獨逸貨幣同盟、1873年のスカンジナヴィヤ貨幣同盟、1865年のラテン貨幣同盟も廣義に於いて一の中央銀行の協力和見られぬこともない。併し今こゝでは之をいれない。詳細は Janssen: Les Conventions monétaires 参照。

手の無擔保發行を認める。銀行はまたその債務額の金支拂を要求するが、その輸送費用はその引渡を要求する債權者に於いて負擔するとされるものである。この協定がスカンジナビヤ三國の經濟的依存關係を有機的に展開せしめたことは勿論である。蓋しそれまでは此等スカンジナビヤ三ヶ國間に於ける金の輸送額は少からざる金額に達してゐたからである。尙又此等三ヶ國の中央銀行が互に手形の受入を認めたことはその相互間に於ける當座勘定による信用を大ならしめることを得た。かくてこの協定が中央銀行間の協力的精神を一種の國際決濟にまで高め、之によつてその協力的役割を果したが、しかもなほ此等三中央銀行がその本來の獨立性を保持してゐたことは一の注目すべき點である。

第二に注目すべき實踐は、歐洲中央銀行相互間に於ける危機に際しての協力である。<sup>7)</sup>例へば一八三九年、謂はゆる鐵道恐慌に於いて英蘭銀行がフランス銀行より援助を受け、一八九〇年英蘭銀行がベエリング商會の失脚に原因せるロンドン市場の危機に臨み、フランス銀行より七五〇〇萬金フランの貸付を受け、以つてその危機を脱せるが如き、更にまた一九〇六年——一九〇七年及び一九〇九年——一九一〇年に於いても同様の關係に於ける兩銀行間の協力の如き、更に或は一九〇七年に於けるオオストリヤ・ハンガリヤ銀行のベルリン市場の危機救濟のためこれに金を送り、以つて兩國間に於ける金融危機を救濟せるが如きその最も著聞せるところである。

第三に注目すべき實踐は一九一三年北米合衆國に於ける聯邦準備銀行制度の採用である。<sup>8)</sup>この

7) Janssen : Les Conventions monétaires, pp. 135-144; Karanikas, C. : La Banque des Règlements Internationaux, p. 238.; Schleidt : Die Kooperation der Notenbanken, S. 22-24.

8) Schleidt, A. : Die Kooperation der Notenbanken, S. 11-18; E.kaich : La B. R. I. et l'économie internationale, p. 14; Karanikas : op. cit. pp. 241-2

ことはその當時に於ける各國中央銀行の協力に對し最も示唆に富む制度の實施であり、殊にその世界大戰を通じ、更には世界大戰後に於いて中央銀行間の協力の實踐的方面に對し強烈な刺戟を與へた。

周知の如く一九一三年前の米國銀行制度は極めて複雑であつて、かの謂はゆる國立銀行條例なるものはその體系の統一を企圖したが北米合衆國四十八州は各々その特異の制度を保有してゐたので不成功に終つた。更にまた同國には國立銀行に對して謂はゆる州立銀行なるものがあり、それには商業銀行、信託會社並に相互貯蓄銀行が含まれてゐた。かくて此等の銀行はその發券準備に對する義務を異にし、その取引に對する形式を異にし、更にその統制方法に至つては夫々獨特の方法に従つてゐた。かくの如く發券銀行制度が不統一であることは必然的にその發券信用に於ける彈力性を薄弱ならしめたのであるが、偶々一九〇八年五月三十日の謂はゆるオールドリッチ・ウリイランド緊急通貨條例こそは實にその一九〇六年——七年に際會せる恐慌に於いて經驗せるその發券信用の彈力性を強靱ならしめるために規定されたものである。

一九一三年十二月二十八日の聯邦準備銀行制度に基づく米國發券銀行改正は、以上の如き複雑にして不合理なる舊制度を廢棄して、茲に謂はゆる聯邦準備銀行の成立に基く信用に於ける彈力性の擴大強化を確立した。かくて聯邦準備銀行は一般國民の銀行に非ずして銀行家の銀行となつた。茲に從來に於ける約九〇〇〇行中、その數に於いて約三分の一その資金に於いて約三分の二

以上を有するものが、聯邦準備銀行の統制下に服して聯邦準備銀行に對する加盟銀行の協力成り、之によつて克く世界大戰間の難局をも突破することができた。

(B) 世界大戰前に於ける理想的協力案——以上に於いて私は中央銀行の協力に關しその實踐的協力を述べたのであるが、併し此等の實踐は更にまた此等の時代に於ける理想的協力案の存在を否定するものではない。否寧ろ中央銀行協力の問題はそれが發展の形態に於いて把握される限り、此の實踐的協力と、理想的協力案との綜合的把握に於いてのみ理解されると解さなければならぬ。かくの如き立場に於ける論者の主張は極めて多方面に亘り、その間に於いて夫々その特性を示してゐるが、その主なるものとして先づ擧げられるものは、(1) 一八九二年に於ける國際銀行紙幣に關するウォルフの提議、並に一八九三年に於けるフランスワに依る修正、(2) 一八九六年に於けるレヴィの國際發券相殺銀行案、(3) 一九〇八年に於けるルツアッチ案、(4) 一九一二年に於けるブラッセル會議案等々である。此等の諸提案に於いて最も著名なるものは上述レヴィ案並にルツアッチ案である。此等諸案に關する詳説はこれ亦今はその機會を得てゐない。故に私は以下簡單に上述二案について語り、その詳説を他の機會にまつであらう。

レヴィ案なるものは、一八九五年「世界銀行による貨幣聯盟 (Union monétaire au moyen d'une Banque Universelle)」なる論文<sup>10)</sup>を通じて彼により發表されたものである。此の案は同時に國際銀行と世界貨幣とを取扱つたものであるが、レヴィによれば彼はその國際銀行本店をバアゼルに置

10) Lévy, R. G. : Union monétaire au moyen d'une Banque Universelle (Annales des sciences politiques 1896)



き、各國政府及び各國中央銀行は金貨又は地金による國際銀行への金預金をなし、この預金に對して國際銀行紙幣の發行を認めるものである。銀行は之に参加する各國より任命された人々を以て管理される。此の組織に於ける長所は、各國間の相殺勘定を盛ならしめ、且つ金輸送の省略を説いた點にある。<sup>11)</sup>

一九〇七年に於けるルツアツチ案は、その第一目的を各國間の組織特に信用流通の國內決濟を比較研究するにありとし、第二の目的を金分配に、最後に第三の目的を國際的相殺、相互的勘定並に各國中央銀行の相互的協力にあるとした。<sup>13)</sup>

此の外更に一九一二年ブラツセルに於ける「國際聯盟經濟會議」案は殆んどこのルツアツチ案に近きものを提案し、「信用組織に齎し得る各國中央銀行による一般的研究」なる問題を取扱ひ、更にまた前述ウォルフ案の研究をも問題とした。一九一四年六月パリに開かれた「國際商業會議所會議」<sup>15)</sup>は強力なる中央銀行間に於ける金資本の構成を主張した。

要するに此等戦前の諸案は問題たる協力組織について極めて表面的な見解を與へてゐたものである。従つてその内部組織に關し、又はその資金に關し、又はその作用態に關しては何等根本的な解決に立入つてゐない。しかもその問題の提出自體が極めて間歇的にしか必要とされなかつた。従つてこの意味に於ける中央銀行協力の基礎は到底戦後に於けるが如き本質的恒常的なもの

11) Eskaich, R.: La B. R. I. et l'économie internationale, pp. 6-7; Karanikas, C.: La Banque des Règlements Internationaux, pp. 126-129.

12) Luzatti 案は 1908年1月18日 Académie des sciences morales et politiques de France に於いて發表されたものであるが、併し其の最初は更に古く已に 1907年11月及12月、Wien の Neue Freie Presse に於いて發表された。

13) Schleidt, A.: Die Kooperation der Notenbanken, S. 24-26.

とは比較し得ない。

### 三、大戦後に於ける中央銀行間の協力

中央銀行の協力をば其の發展性に於いて見る限り、世界大戦前に於ける中央銀行間の協力は、當然大戦間に於ける特殊状態を通じて大戦後の状態にまで及んでゐる。従つて世界大戦後に於ける中央銀行間の協力を理解するためには必然的に大戦前に於けるその協力のみならず、更に大戦間に於ける協力の影響をも把握しなければならぬ。併し行論上今は世界大戦間に於ける協力を論及するの自由を有し得ない。私はこの點については單に謂はゆる聯合國側並に獨塊側なる對立せる陣營に於いて夫々緊密なる協力が計劃實施されたことを述べるに止め、論點を世界大戦後に於ける中央銀行の協力の進めなければならぬ。この場合に於いても私は先づ實踐的協力の關して述べ、次に此等の實踐的協力の對立して多くの論者によつて主張された理想的協力案に及び、最後に項を改めてその結晶としての國際決済銀行について述べやう。

(A) **世界大戦後に於ける實踐的協力**——世界大戦後に於いて各國民經濟並に各國中央銀行間に行はれた協力政策の大戦前に於けるそれに比しての特色は本質的連續的なる點にあるが、此の間に於いて中央銀行間の協力は、或は直接に中央銀行相互間に行はれ、或は間接に國際聯盟を通じて行はれた。以下此の二點を更に展開させやう。

Eskaich: op. cit. p. 7; Karanikas, op. cit. pp. 129-135.

14) Eskaich: op. cit. p. 7.; Schleidt: a. a. O. S. 29-45.

15) Eskaich: op. cit. p. 7.

16) Schleidt, A.: Die Kooperation der Notenbanken, S. 45-50; Karanikas, C.: La Banque des Règlements Internationaux, p. 137.

(1) 中央銀行間の直接的協力——世界大戰前、一國の中央銀行が其の危機に瀕せる外國中央銀行に對し金融的援助を與へたことは已にのべたところである。<sup>17)</sup> 此等の協力の實際を見ると其の協力は概ね相當の期間を隔てて行はれたものであるが、世界大戰後に於いては其の協力の目的が交戦國其他に於ける堅實なる貨幣制度への復歸が問題とされる限り、協力は殆んど連続的に行はれ、しかもそれは之によつて企圖される謂はゆる金融復興、更には經濟復興に對して正に本質的なものであるとさへ考へられるに至つた。

今その例をあげると、先づ英蘭銀行はオオストリヤ國立銀行に與へた貸付を通じ、國際聯盟財政委員會によつて作成されたオオストリヤ復興案の實施に對し、その爲替安定を企圖した。<sup>18)</sup> 英蘭銀行がハンガリヤ國立銀行に對して與へた援助も亦同一の目的に於いてである。<sup>19)</sup>

更にまたイギリス、フランス、日本、スイスの各國中央銀行並にニウヨオク聯邦準備銀行の聯合によるベルギー國立銀行に對する援助はベルギー・フランの安定に對し極めて有力なる後援を與へた。<sup>20)</sup>

更に轉じて一九二七年六月には中央銀行會議がニウヨオクに行はれたる外、<sup>21)</sup> 一九三一年には英國の金本位離脱に際してフランス銀行並にニウヨオク聯邦準備銀行が英蘭銀行に對し最も有效なる援助を與へたことは尙ほ吾人の耳目に新しいところである。

(2) 國際聯盟による間接的協力——世界大戰後中央銀行間の協力の於いて、其の直接相互間に行

17) 上述に、大戰前に於ける中央銀行間の協力、A. 實踐的協力の項參照

18) Woerden, F. A. van: La Société des Nations et le rapprochement économique international pp. 24-31.

19) Woerden, F. A. van: op. cit. pp. 31-34.

20) Eskaich: op. cit. p. 14.

21) Eskaich: op. cit. p. 14.

はれたるものと共に注目すべきは、國際聯盟を通じて間接に行はれた協力である。本來國際聯盟の目的は政治的なものであるが、併しその背後には常に經濟的金融的範圍に於ける重要な役割が横はつてゐることは否むを得ない。例へば前述せるオオストリヤ經濟復興案の作成者も國際財政委員會であるが如き其の例であるが、同様の過程はポオランド、ルウマニヤ、ハンガリヤ、ブルガリヤ、エストニヤ等に對しても行はれた。<sup>22)</sup> 併し中央銀行間の相互援助なるものは大體に於いて已に述べたところに盡きてゐる。

要するに中央銀行協力の原則が一九二二年四月二十日のジェノア會議によつて主張されたものであることは前述の通りである。これによつて世界大戰後に於ける中央銀行の協力は必然的本質的なものとして考へられたのであるが、このことは又更に百尺桿頭一步を進めて國際決濟銀行の創立の機運を促進せしめ、遂に一九二九年その設立を見るに至つたものである。この中央銀行協力に關する一の型としての決濟銀行に就いては更に項を改めて論ずる。

だがそれにしてもこの國際決濟銀行の成立は世界大戰後に於いて突然あらはれたものではない。已にそれまでに幾多の理想的協力案、幾多の國際銀行案なるものが主張されたのである。此等の點に就いても私はここで詳細にその説明を試みることはできない。今は唯その要領をのべるに止め、更に他の機會を俟つて之を補ふであらう。

**(B) 世界大戰後に於ける理想的協力案**——世界大戰後、國際經濟に於ける協力問題は、特にヨオ

22) Karanikas : op. cit. p. 245 ; Woerden : op. cit. pp. 34-40, pp. 40-51, pp. 62-69.

ロツバを中心として或は戦債問題、或は交戦各國の金融又は經濟復興問題に於いて論議されるに至つた。

先づ第一には一九一九年五月十五日、ノウマン・デヴィス (Norman Davis) 及びラモント (Lamont) によつて發表された覺書である。この案は一はヨロツバに於ける聯合、他はアメリカに於ける聯合、此等二つの聯合の緊密なる成立を主張せるものである。そしてこのことは勿論先づ米國が大戦前並に大战間に於いてその聯邦準備銀行を通ぜる體驗により協力の實踐性をば深く把握するによつて提議された。この覺書はヴェルサイユ會議に提出されたが採決されるには至らなかつた。<sup>23)</sup>

此のノウマン・デヴィス及びラモント案は更にデヴィッドソン (Davidson)、エミリオ・フレネル (Emilio Fres) オウエン (Owen) 及びアメリカ輸出入業者協會 (American Exporters and Importers Association) の主張を生ぜしめるに至つたが、<sup>24)</sup> 此等も亦一の理想案として運命を以て取扱はれた。<sup>24)</sup>

第三にはウイツセリング (Wisseling) 案である。オランダ銀行總裁たる彼が國際銀行に關して提出せるこの一草案は次の内容を有つ。即ちこの銀行は金預金の受入を認めると共に、小切手の發行をも許すものであるが、更にその他紙幣の發行權をも有し、個人に對する當座勘定をも認めるものである。<sup>25)</sup>

23) Mendès-France, P.: *La Banque Internationale*, pp. 32-33; Karanikas: *op. cit.* pp. 137-138; Eskaich: *La B. R. I. et l'économie Internationale*, pp. 8-9.

24) Mendès-France, P.: *op. cit.* pp. 33-34; Karanikas: *op. cit.* pp. 150-151; Otlet: *La Banque Internationale*, p. 10; Eskaich: *op. cit.* p. 9.

25) Eskaich: *op. cit.* p. 9; Karanikas: *op. cit.* pp. 139-142.

第四はワンダリップ(Vanderlip)案である。この案は前者よりも今日の國際決濟銀行の實際に近い。この組織によつて豫想される思想は謂はゆるヨオロッパ合衆國金準備銀行(Gold Reserve Bank for the United States of Europe)のそれである。その資本は一〇億金ドル、その紙幣發行は二〇パーセントに達する迄の準備を必要とし、更にヨオロッパ各國銀行に對する貸付をも行ひヨオロッパの主要都市にその支店を置かんとするものである。<sup>26)</sup>

之を要するに以上の諸案は何れも謂はゆる合衆國聯邦準備銀行制度の思想によれるものであり、これに基づき同じ型に屬するヨオロッパ決濟銀行の設立を希望せるものであつて、謂はゆる廣い意味に於ける國際決濟銀行ではない。

然らば廣い意味に於ける國際銀行に關する案としては如何なるものがあげられるか？

この意味に於いて先づあげられるもの、即ち前者に對して云へば第五にあげられるものはアクセルセン・オルナ(Axelsen-Ollner)案である。<sup>27)</sup>この案の目的とするところは國際發券銀行の創立であり、その發行準備とするところは金、銀、プラチナ及び不動産であり、その發行準備割合は二五パーセントである。

更に第六にはドラクルワ(Delacroix)である。<sup>28)</sup>この案は一九二〇年十月國際商業會議所會議に提出されたものである。尤もその目的は専ら貨幣價值の下落せる國への援助ではあるが。

第七にあげらるべきものにヘヤン(Heymann)案がある。<sup>29)</sup>その目的とするところは謂はゆる

26) Karanikas: op. cit. pp. 146-150; Eskaich: op. cit. p. 9; Otlet: op. cit. p. 9.

27) Karanikas: op. cit. pp. 142-143; Eskaich: op. cit. p. 9.

28) Karanikas: op. cit. pp. 143-146; Otlet: op. cit. p. 10; Mendès-France: op. cit. pp. 34-35; Eskaich: op. cit. p. 9.

29) Mendès-France: op. cit. p. 38; Karanikas: op. cit. p. 152; Eskaich: op.

「國民銀行 (Banque des Peuples)」の創立である。この案の特殊性はドイツ戦債問題の解決並に荒廢地方の復興にある。彼はこれに對し、ドイツに於ける不動産擔保による債券の發行を計劃し、これに對して廣汎なる援助を與へ、特に世界信用を發展せしめて貨幣問題の規整を期待した。

第八案として數へられるものは謂はゆる國際經濟會議案である。<sup>30)</sup>この案は一九二二年四月——五月に於けるジェノア國際經濟會議に基いて主張されたものであるが、その決議に於いては金使用の節約並に中央銀行協力の目的を以て國際的協力の行はるべきことを主張し、更に中央銀行代表者會議の開催をも提議した。

第九にはカンヌ會議案がある。<sup>31)</sup>この案は上述せるジェノア國際經濟會議に先立ち戦債問題の解決に於いて主張されたのであるが、その結果は不成功に終つた。併しこの會議に於いて戦債問題の解決並にヨオロッパ經濟復興の主張は著しく高調せられ、そは又必然的に「國際中央シンジケート (Syndicat Central International)」の組織を繰返さしめるに至つた。

最後に注目すべきものは一九二一年に於けるアムステルダム並に一九二二年に於けるフランクフルトの社會主義者大會に於いて主張された案である。<sup>32)</sup>この案は謂はゆる「復興並に信用に關する國際的組織 (Organisme international de reconstruction et de crédit)」として注目せられ作成された。この案の直接關心するところは荒廢地方の復興に關する點であり、その組織上に於ける特性はこれを直接に國際聯盟に結合した點にある。

cit. p. 10.

30) Mendès-France: op. cit. pp. 37-38; Eskaich: op. cit. p. 10.

31) Eskaich: op. cit. p. 11.

32) Eskaich: op. cit. p. 11; Mendès-France: op. cit. p. 36.

以上に於いて世界大戰前後を通じ中央銀行の協力は如何なる實踐的形態を有ち、又如何なる理想的草案を示したかを述べた。ここに於いて残された問題は此等實踐的理想的の立場から理解される謂はゆる國際決濟銀行なるものは如何なるものであるか？ 換言すれば中央銀行協力の型としての國際銀行は如何なるものであるか？ といふこと即ちこれである。しかしだからと云つて勿論國際決濟銀行はこれらの案から直ちに生れ出たものではない。ここではのべる餘裕はないが、國際聯盟の成立後幾多の案の主張を経て遂に今日の決濟銀行にまで昇化せるものであることは注意せねばならぬ。<sup>33)</sup>

#### 四、協力の型としての國際決濟銀行

國際決濟銀行が各國中央銀行に對して如何なる地位にあるか？の問題は、或は Escaich の如く之を以て超中央銀行であると謂ひ、<sup>34)</sup> 又は Ulrich の如く超中央銀行に非すと謂ふ。<sup>35)</sup> 併し、この點に對する私見は別の機會にゆづり、ここでは、單に國際決濟銀行（以下單に決濟銀行と謂ふ）定款第三條の規定、即ち「本銀行（國際決濟銀行）の目的は各國中央銀行の協力を促進し、且つ國際金融取引の便宜を増進し、各關係當事者との協約により委託されたる國際金融の決濟に關し受託者若くは代理者として活動するにあり」といふ見方に従つて、専ら決濟銀行が、如何なる意味に於いて、各國中央銀行の協力に對して、その焦點となつてゐるかを明にしたい。先づ(1)其の出資關係、(2)

33) Mendès-France: op. cit. pp. 43-59.

34) Escaich: op. cit. pp. 41-67; Mendès-France: op. cit. p. 56.

35) Ulrich: Les principes de la réorganisation. pp. 342-343.

36) 日本銀行調査局: 國際決濟銀行定款 p. 5.



其の理事會の構成、(3)其の決濟業務、(4)其の實踐的協力の四項に分つて順次論述を試みる。

(1)出資の構成——出資關係より見たる各國中央銀行の決濟銀行への協力的關係は極めて高度である。其の最初に於いては僅かにイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、日本及び北米合衆國の七ヶ國に過ぎなかつたが、其の後次第に其の出資國の數は増加し、最近に於いては三十ヶ國に近き銀行の參加を受け、しかも尙ほ増加の傾向にある。その中決定せるものは次の如くである。

國際決濟銀行參加國表<sup>38)</sup>

參加銀行	參加持株數	參加年月日
1、ロオマ銀行(ロオマ)	一六、〇〇〇	一九三〇年五月二十日
2、英蘭銀行(ロンドン)	一六、〇〇〇	ク
3、ポオランド銀行(ワルシヨウ)	四、〇〇〇	一九三〇年六月二十五日
4、ダンチヒ銀行(ダンチヒ)	四、〇〇〇	ク
5、フランス銀行(パリ)	一六、〇〇〇	一九三〇年五月二十日
6、ギリシヤ銀行(アテネ)	四、〇〇〇	一九三〇年六月二十五日
7、ベルギー國立銀行(ブリユツセル)	一六、〇〇〇	一九三〇年五月二十日
8、ブルガリヤ國立銀行(ソフィヤ)	四、〇〇〇	一九三〇年六月二十五日
9、ルウマニヤ國立銀行(ブカレスト)	四、〇〇〇	ク
10、オランダ銀行(アムステルダム)	四、〇〇〇	一九三〇年五月二十日

中央銀行協力の發展に就いて

37) Eskaich : op. cit. pp. 127-129.  
 38) Eskaich : op. cit. pp. 127-128.

中央銀行協力の發展に就いて

第三十六卷

五六六

第三號 一二四

11、エストニヤ銀行(タリン)	一〇〇	一九三〇年十月三十一日
12、フィンランド銀行(ヘルシングフォルス)	四、〇〇〇	一九三〇年六月二十五日
13、ラトヴィヤ銀行(リガ)	五〇〇	一九三〇年十二月三十日
14、リトアニヤ銀行(カウナス)	五〇〇	一九三一年三月三十一日
15、マジヤアル・ネムゼツチ銀行(ブタベスト)	四、〇〇〇	一九三一年六月二十五日
16、チエコ・スロヴァキア銀行(プラアグ)	四、〇〇〇	〃
17、コペンハアグ國立銀行(コペンハアグ)	四、〇〇〇	〃
18、オオストリヤ國立銀行(ウイーン)	四、〇〇〇	〃
19、ライヒス・バンク(ベルリン)	一六、〇〇〇	一九三〇年五月二十日
20、スウイス國立銀行(チュウリヒ)	四、〇〇〇	〃
21、スウエデン・リクスバンク(ストックホルム)	四、〇〇〇	〃
22、日本十四銀行團(東京) <sup>39)</sup>	一六、〇〇〇	一九三〇年五月二十日
23、アメリカ銀行團(ニウヨーク、シカゴ) <sup>40)</sup>	一六、〇〇〇	〃
24、アルバニヤ國立銀行(ロオマ)	五〇〇	一九三一年三月三十一日
25、ユゴオスラヴィヤ國立銀行(ベルグラアド)	四、〇〇〇	〃
其他最近参加せんとするものに次の如きがある。		
ノルウエエ銀行(オスロウ)	四、〇〇〇	未定
ポルトガル銀行(リスボン)	二、〇〇〇	〃
スペイン銀行(マドリッド)	未定	〃

39) 代表銀行は日本興業銀行

40) モルガン商會(ニウヨーク)=ウヨウク、フアアスト・ナショナル・バンク(ニウヨーク)シカゴ・フアアスト・ナショナル・バンク(シカゴ)より成る。

以上に就いて見るときは新參加國は専ら歐洲に所在して居り、しかも其の數より云へば今日歐洲に於ける殆んど大部分の國は其の中央銀行によつて參加してゐる。併しこのことはまた同時に名は國際決濟銀行といふも實は歐洲決濟銀行であることを意味する。歐洲以外に於いて之に參加してゐる國は僅かに日本及びアメリカ合衆國の二國であるが、しかもなほ其の中央銀行を通じて參加せず特定銀行團を以て加入してゐることは益々その歐洲的なるものなることを主張する論據となる。

併し決濟銀行に對する出資は其の公益性及び獨立性よりして無條件に之を認めてはゐない。Ulrich<sup>41)</sup>によれば「定款規定中最も本質的規定の一である」と謂はれる此の規定は、國際關係に基づく勢力分配の不均衡を生ぜざる如く、資本金五億金スイスフラン（拂込四分の一）に對する二十萬株の分配並に増資に對する分配は共に定款中に明記されてゐる。それによれば戰債に關し決濟銀行に於いて所有する持分に應じ資本金の五六パーセント即ち總株數二十萬株中十一萬二千株、並に増資に對する五五パーセントは上述七ヶ國に依つて所有され、其の殘額は理事會の定めるところに従ふとされてゐる。尤も定款第十條によれば「資本金の引受募集に對し必要なる處置をとるに當り、理事會は能ふ限り多數の中央銀行を本銀行（決濟銀行）に參加せしめるの利益なることを考慮すべし」と規定し、更に「此等の國々のある一つに於ける發行額は八千株を超過し得ず<sup>44)</sup>」としてゐる。此等の點は皆決濟銀行に對する出資關係を廣く各國に及ぼして其の協力を認めると共

41) Ulrich: op. cit. p. 345.

42) 日本銀行調査局: 國際決濟銀行定款 § 15, pp. 8-9.

43) 日本銀行調査局: 上掲書, p. 8.

44) 日本銀行調査局: 上掲書, § 7, p. 6.

に特に、一定少數國の獨占を排除してゐるものと云へる。

(2) 理事會の構成——理事會の構成は定款第二十八條の規定してゐるところである。<sup>45)</sup> これによれば其の理事會の組織は次の如くなる。

(イ) ドイツ、ベルギー、フランス、イギリス、イタリア、日本及び北米合衆國の各現職中央銀行總裁又は上記總裁中就任を欲せず又は就任不能なる者あるときは其の總裁の指名せる者

(ロ) 前記記載の中央銀行總裁が自國民中より金融又は商工業代表者として各自一名宛選任したる者

(ハ) 左記の方法に依り選任せらるべき九名以内の者

第一項に記載せる以外の國にして本銀行設立の際株式を引受けたる各國の中央銀行總裁は自國民四名の理事候補者名簿を呈示する權限を有つ。此の名簿中には總裁自身の名を含むことを得。右候補者の中二名は金融、他の二名は商工業代表者たることを要す。理事會は三分の二の多數決により右の名簿より九名以内を選任することを得。

本規定により如何に決濟銀行が國際的協力を前提としてその理事會の構成を意圖してゐるかは贅言を要しない。

(3) 決濟業務——決濟銀行の行ふ決濟業務には二つある。(イ) 各中央銀行間の決濟、(ロ) 各國政府間の決濟これである。此等の業務を見ると我々は依然そこに決濟銀行が中央銀行の協力と深き依

45) 日本銀行調査局：上掲書 28, pp. 14-16.

存關係にあることを認めることができる。

(イ) 各國中央銀行間の決濟——中央銀行間の決濟が爲替市場を通過せず、直接決濟銀行に於ける帳簿の記載手續によつて行はるることは各國中央銀行爲替準備の決濟銀行に對する集中策として注目されたところである。今A B兩銀行間に於いてA銀行はB銀行に對して百萬弗の借勘定があるとする。A B銀行とも決濟銀行に弗勘定による爲替預金を有つとせば、此の兩銀行の決濟は決濟銀行に於いてB銀行勘定へのA銀行勘定よりの受入高百萬弗によつて行はれる。これによつて決濟銀行の客觀的狀態に何等の變化を及ぼさず、しかも其の取引は弗の需要も之に對する他の爲替の供給もなきが故に、即ち爲替市場に於いて行はれるが故に、爲替市場には何等の影響がない。<sup>46)</sup>

決濟銀行に於いては近くこの決濟制度の運用並びに完成に努力し、將來各國中央銀行をして其の選擇する爲替により決濟銀行の自行勘定に對して手形を振出し得るが如き制度採用の意圖があると傳へられる。<sup>47)</sup>

各國中央銀行はまた決濟銀行に對して金預金を行ふ。併しその金額は著しくはない。従つて決濟銀行は今日に於いては尙ほ金決濟制度の運用は考へてゐないやうである。<sup>48)</sup> 決濟銀行はまたロンドン、ニウヨオク、パリに於いて決濟銀行名義を以つてその國中央銀行に金を所有してゐる。尙ほ注目すべきは一九三一年十一月のプラアグ會議に於いて相殺による勘定決濟を認めたことである。これにより關係國に於ける中央銀行は單純なる支拂銀行となり、最後の殘高のみが決濟

46) Eskaich: op. cit. p. 140.

47) Eskaich: op. cit. pp. 140-141.

48) Eskaich: op. cit. p. 141.

銀行に拂込まれることとなる。

(ロ) 各國政府間の決濟——一國の政府にして對外支拂の必要あるときは、其の中央銀行を通じて決濟銀行に預金を行ふ。これ亦爲替市場の通過を避くるを得て決濟上に利用されるところが多い。

4) 實踐的協力——最後にかくの如き立場に於ける決濟銀行と各國中央銀行との協力の實踐についてのべる。ただここに注意すべきことは、さきに中央銀行間の援助が國際聯盟を通じて間接に行はれるといふことを述べたそのことと以下述べんとすることと異るといふことである。各國中央銀行が直接決濟銀行より援助を受けることは、その定款第二十二條に於いて中央銀行手形一部の割引を認めることより生ずる。<sup>49)</sup>

例へば一九三一年五月二十九日オオストリヤ國立銀行に對し一億シリングのクレジットがクレジット・アンシュタルト援助のため決濟銀行並に各國中央銀行團によつて認められた。

更に一九三一年六月には、決濟銀行及びフランス銀行、英蘭銀行及びニウヨオク聯邦準備銀行はライヒス・バンクに對し一億弗のクレジットを認めたがその中決濟銀行の持分は二千五百萬弗である。

尙更に一九三二年七月には決濟銀行は英蘭銀行との協力により爲替準備増加のためダンチヒ中央銀行にクレジットを與へた。

49) Eskaich: op. cit. pp. 136-137.

此等の例は一々あげつくし難い。

## 五、結 言

以上之を要するに中央銀行協力の發展は、世界大戰前に於いて實踐上極めて間歇的現象的に行はれたるに對し、大戰後に於いては繼續的本質的に問題とされてゐる。蓋し世界大戰前協力が問題になつた第十九世紀の後半に於いては已に一定本位制度に基く貨幣制度が成立して居り、問題は週期的なる恐慌を回つて展開された。かくてその協力現象が表面的であり、間歇的であつた。

之に反し世界大戰後に於いては各國はその貨幣價値の安定に於いて特に對外貨幣價値を回る重要問題に際會した。金問題、爲替問題之である。斯くの如き過程に於いてその混沌たる世界經濟をば一定方向に統制づけるために先づその金融的強權が動員され、之によつて戦後の金融従つては又國民經濟の救濟を企圖したことは茲に決濟銀行の出現にまで問題を押し進める結果を生ぜしめるに至つたものである。此等の點に關する問題は勿論單に中央銀行のみの協力によるものではない。<sup>50)</sup>又決濟銀行と雖も本論に於いて問題とする問題以外に戦債問題が含まれては居つた。併しながら此等の問題を通觀するに於いて如何なる特性が把握されるか？私はその特性が、その資金關係、内部組織並に其の作用態に關する協力の無政府的存在から組織的存在にまでの發展であると斷言して憚らない。